

解体工事・リフォーム工事を発注される皆様へ

# アスベストの 事前調査は行いましたか？



建築時期・規模・用途を問わず、すべての建物（建築物・工作物）の解体・リフォーム（改造・改修）工事を行う際は、アスベスト含有建材の有無を調査（事前調査）する必要があります。



全てアスベストの事前調査の対象です！！

## 事前調査って誰がするの？



- ◆工事を発注される方は、元請け業者に使用する**設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。**
- ◆工事の元請け業者は発注者に事前調査結果の報告を行う必要があります。発注者は報告を受けたら**報告書を大切に保管してください。**

アスベストの事前調査は、建物の解体、リフォーム工事を行う元請け業者又は自主施工者が実施します。

## 事前調査でアスベストが見つかったら？



- ◆建物の解体・リフォーム工事を行う際には、アスベストが周辺へ飛散しないよう**飛散防止措置\*を行う必要となります。** \*アスベスト含有建材の種類（レベル1～3）により、飛散防止措置は異なります。
- ◆届出対象工事の場合は、**事前に届け出の提出が義務付けられています。**

アスベストが飛散すると、作業員や周辺の住民に健康被害が生じる恐れがあります。

健康被害が生じれば、損害賠償請求されることもあります。

**アスベスト飛散防止のために、徹底した事前調査と飛散防止対策を行う必要があります。**

**アスベストの事前調査・含有建材採取・分析は当社へ安心してお任せください。ご用命は** 📞

## 【罰則が強化されました】

発注者への罰則

- 特定粉塵排出作業実施届の未提出  
→3ヶ月以内の懲役又は30万円以下の罰金

施工業者への罰則

- 健康障害を防止するため必要な措置を講じなかったとき
- 届出に対する施工計画変更命令に従わなかったとき
- 現場確認時の作業基準適合命令に従わなかったとき  
→6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 法が求める隔離等が適切な工法で行わなかったとき  
→3ヶ月以内の懲役又は30万円以下の罰金
- 事前調査の結果を届け出なかったとき（令和4年4月1日施行）  
→30万円以下の罰金

○：大気汚染防止法 ●：石綿障害予防規則



 株式会社 **拓創舎**

〒981-0121

宮城県宮城郡利府町神谷沢字館ノ内14-8

**TEL 022-766-9545**

FAX 022-766-9546

mail [info@takusousya.co.jp](mailto:info@takusousya.co.jp)

## 事業内容

建築物石綿含有建材調査分析事業

解体工事業・残材撤去事業

産業廃棄物収集運搬・処分事業

建設資材等全般総合販売事業